

# 免許申請に係る必要書類

## 1. 免許申請書関係

区 分		注 意 事 項
P1 ～ P5	免許申請書 (第一面) (第二面) (第三面) (第四面) (第五面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「株式会社」「有限会社」などを省略しないでください。</li> <li>・「第二面」は、法人業者のみ記入し、役員についてすべて記入してください。</li> <li>・「第三面」の政令で定める使用人とは、契約締結権限を有する、従たる事務所の代表者などをいう。また、兼業などにより、主たる事務所の代表者が宅建業に常勤できない場合にも設置が必要です。</li> <li>・「第五面」は申請手数料を電子収納で納付した場合は不要です（代わりに電子納付した際の納付手続完了メールを印刷したものを添付願います）。</li> </ul> <p>※申請手数料の電子収納（クレジットカード決済）について  <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/37278031432_00014.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/37278031432_00014.htm</a></p>
P6	添付書類 (2) 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者が一括して誓約してください。</li> </ul>
P7	添付書類 (4) 専任の宅地建物取引士設置証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者が一括して証明してください。</li> </ul>
P8	添付書類 (10) 宅地建物取引業に従事する者の名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所ごとに作成してください。</li> <li>・支店分はコピーなどにより、本店分とは別個に作成してください。</li> </ul>
P9	専任の宅地建物取引士に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引士証の写し（有効期間内のもの）を貼付してください。</li> <li>・住所変更が裏書されている場合は、裏面の写しも貼付してください。</li> </ul>
P10	添付書類 (5) 資産の状況を示す書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人業者のみ記入してください。</li> <li>・土地、建物の資産は、摘要欄に所在地、面積を記入してください。</li> </ul>
P11 P12	添付書類 (6) 相談役、顧問及び株主等の名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人業者のみ記入してください。</li> <li>・相談役、顧問及び10分の5以上の株主又は出資者の氏名（法人名）、住所（所在地）、株式の数、出資額、持分割合などを記入してください。</li> </ul>
P13 P14	添付書類 (1) 宅地建物取引業経歴書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の帳簿（取引台帳）を持参してください。郵送において申請する場合は、直近5件分の写しを提出してください。</li> <li>・申請直前5年間の事業年度の間、1件も事業実績がない場合は、「理由書」を添付してください。</li> </ul>
P15	添付書類 (7) 事務所を使用する権原に関する書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者と事務所（建物）の所有者が異なる場合、建物の賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写しを添付してください。</li> </ul> <p><b>【令和6年4月1日から】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者自らが事務所（建物）を所有する場合、建物登記簿（登記情報提供サービスの印刷も可）又は固定資産評価証明書等、所有の事実を確認できる書類の写し（免許申請書提出日において、発行日から3か月以内のもの）を添付してください。</li> </ul>
P16	事務所への案内図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図等を使用する場合には、個人名が記載されていないものを使用してください。</li> <li>・一般地図を使用する場合は、著作権法に抵触しないようにしてください。</li> </ul>

P17 ～ P19	事務所の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧に供されるため、個人情報等には十分注意してください。 (従業員の顔、車のナンバー、隣接地に関する個人情報など)</li> <li>・業者票、報酬額表を識別できるように撮影してください。</li> <li>・報酬額表が最新のものであることを確認してください。</li> </ul> <p><b>【令和6年7月1日から】</b> 報酬額表は、「最終改正 令和六年六月二十一日国土交通省告示第九百四十九号」と書かれているものが最新版です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所内に設置されている（固定）電話を撮影してください。</li> </ul>
P20	事務所の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者票・報酬額表の掲示位置を記入してください。（来所者から見える位置に掲示してください。）</li> <li>・階全体の平面図としてください。</li> <li>・他の業と兼用する場合は、宅建業の事務所部分を明示してください。</li> </ul>
P26	三重県市町コード・兼業コード・役員コード一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一覧表を参考に、市町コード・兼業コード・役員コードを記入してください。</li> <li>・県外の市区町村コードは、総務省のホームページを参照してください。 (<a href="https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html">https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html</a>)</li> </ul>

## 2. その他添付書類関係

区 分	事 項
添付書類（9） 代表者等の連絡先に関する調書（P21）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、役員（監査役、相談役、顧問などを含む）、政令使用人について添付してください。</li> <li>・代表者が一括して記入してください。</li> </ul>
添付書類（3）及び（8） 略歴書（P22、23）	<p><b>【添付書類（3）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人について添付してください。</li> </ul> <p><b>【添付書類（8）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員（相談役、顧問など）、専任の宅地建物取引士について添付してください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職名欄は、代表者、取締役、監査役、政令使用人、専任の宅地建物取引士などの別を記入し、宅地建物取引業について常勤・非常勤の別を記入してください。</li> <li>・職歴欄は、現在に至るまで正しく記入し、就退任年月日を記入してください。</li> </ul>
身分証明書 (本籍地の市区町村発行) (発行日から3か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、役員（監査役、相談役、顧問などを含む）、政令使用人、専任の宅地建物取引士（代表者や役員、政令使用人を兼務しない人は不要）について添付してください。</li> <li>・外国籍の方は市区町村発行の国籍が記載されている住民票抄本及び、身分証明書と同じ内容を自分自身で誓約した書面を添付してください。</li> <li>・名称は自治体により、「身元証明書」や「証明書」など異なります。</li> </ul>
登記されていないことの 証明書（東京法務局発行又は 地方法務局本局発行） 又は医師の診断書 (発行日から3か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、役員（監査役、相談役、顧問などを含む）、政令使用人、専任の宅地建物取引士（代表者や役員、政令使用人を兼務しない人は不要）について添付してください。</li> <li>・「成年被後見人」及び「被保佐人」として登記されていないことの証明書又は「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した」医師の診断書を添付してください。</li> <li>・外国籍の方も必要です。</li> <li>・登記されていないことの証明書は、三重県内では、津地方法務局で発行できます。ただし、郵送での交付申請は東京法務局のみの取り扱いとなります。</li> <li>・詳細は、東京法務局民事行政部後見登録課（TEL：03-5213-1234(代)）へお問い合わせください。</li> </ul>

<p>履歴事項全部証明書 (登記事項証明書) ※令和8年4月1日から 原則、提出不要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【令和8年4月1日から】 「履歴事項全部証明」の提出は不要となりました。 ※但し、事前に必要な登記手続きを終える必要があります(登記簿に反映するのに2週間程度を要しますのでお早めに手続き願います)。</li> <li>・なお役員の登記を要さない法人(農業協同組合など)の場合は、原本証明を付した役員の選出に関する議事録の写し等を添付してください。</li> </ul>
<p>住民票抄本 (住所地の市区町村発行) (発行日から3か月以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人業者のみ必要ですが、外国籍の方以外は、住基ネットにより確認できますので原則として添付不要です。</li> </ul>
<p>貸借対照表及び損益計算書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人業者のみ必要です。</li> <li>・直前年度のものを添付してください。(直前年度のものが出来上がっていない場合、前々年度のもの)</li> <li>・新設法人の場合は、法人設立時の開始貸借対照表(P25)を添付してください。</li> </ul>
<p>納税証明書 (税務署発行) (その1納税額等証明用) (発行日から3か月以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直前年度のもの(法人業者は法人税、個人業者は申告所得税)を添付してください。</li> <li>・新規申請の場合で、新設法人業者や個人業者など、納税証明書が添付できない場合は、代表者個人について、直前1か年の勤務先の源泉徴収票(代表者印のあるもの)を添付してください。</li> </ul>
<p>保証協会加入証明書原本 又は営業保証金供託書の 写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新申請の場合のみ必要です。</li> <li>・保証協会加入者は、保証協会発行の加入証明書(原本)を添付し、非加入者は営業保証金供託書の写しを添付してください。</li> </ul>
<p>専任の宅地建物取引士の 31条の3誓約書(P24)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の宅地建物取引士が代表者の場合は不要です。</li> </ul>
<p>宅地建物取引士資格 登録簿変更登録申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請の場合は必要です。</li> <li>・宅地建物取引士の従事先が変更する場合、登録している都道府県知事あてに提出してください。</li> </ul>
<p>委任状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士に代理申請を委任した場合は、委任状を添付してください。</li> </ul>